

ガス託送供給約款

(小売託送供給)

2019年4月1日実施

株式会社 J E R A

(東日本地区)

ガス託送供給約款 目次

I. 基本事項	1
1. 約款の適用.....	1
2. この約款の届出および変更.....	1
3. 用語の定義.....	1
4. 引受条件.....	3
5. 実施細目.....	4
II. 託送供給に関する申込み	4
6. 託送供給検討の申込み.....	4
7. 託送供給の可否の検討および通知.....	5
8. 託送供給契約の申込みおよび締結.....	5
III. 託送供給の実施	5
9. 計量および熱量測定.....	5
10. 託送供給の実施.....	6
IV. 料金等の算定	6
11. 算定期間等.....	6
12. 託送供給料金.....	7
13. 託送供給するガス量の差異に対する措置.....	7
14. ガスの過不足精算.....	8
15. 支払義務および支払期限日.....	12
16. 補償料の支払い.....	13
17. 設備負担金.....	13
V. 託送供給の制限・中止等	14
18. 託送供給の制限・中止.....	14
19. 託送供給の制限・中止の解除.....	14
20. 熱量等の変動.....	15
21. 損害の賠償の免責.....	15
VI. 契約の継続および終了等	15
22. 契約の延長, 変更および解約.....	15
23. 契約の解除.....	16
24. 名義の変更.....	16
25. 債権の譲渡.....	16
26. 契約上の地位の譲渡.....	17
27. 契約終了後の債権債務関係.....	17
VII. 保安	17
28. 責任の分界.....	17

29. 保安および維持管理	17
30. 保安等による敷地・建物への立入り	17
VIII. 申込み・問合せ窓口・その他	18
31. 申込み・問合せ窓口	18
32. 提供を受けた情報の取扱い	18
33. 担保	18
附 則	19
1. 実施期日	19
2. 乖離率に係わる暫定的処置	19
3. 定期修理時等における取り扱い	19
4. 約款等の閲覧場所	19
別表1 ガス性状等の基準	20
別表2 ガスの受入および払出のために必要となる設備	21
別表3 ガスの性状等の測定方法の例および監視方法	22
別表4 託送供給料金表	23
別表5 注入計画乖離単価, ガスの過不足精算単価	23
別表6 払出エリア	24

I. 基本事項

1. 約款の適用

- (1) 当社が、以下の要件を全て満たすガス託送供給を行う場合の料金その他の供給条件は、このガス託送供給約款（以下「この約款」といいます。）によります。
- ① ガス事業法第2条第4項の要件を満たすものであること。
 - ② 託送供給の払い出しが払出地点または需要場所で行われること。
また、一般ガス導管事業者または特定ガス導管事業者の連結点以外で払い出すこと。
 - ③ 4（引受条件）に適合すること。
- (2) 託送供給依頼者は、この約款を託送供給契約の内容とすることに同意した上で、託送供給の検討及び契約を申し込んでいただきます。8（託送供給契約の申込みおよび締結）により託送供給契約が成立したときはこの約款が託送供給契約の内容となります。

2. この約款の届出および変更

- (1) この約款は、ガス事業法第76条第1項の規定に基づき経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、ガス事業法の規定に基づき、経済産業大臣に届け出て、この約款を変更することがあります。この場合、託送供給の料金その他の供給条件は、変更後のガス託送供給約款によります。

3. 用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「託送供給依頼者」とは、ガス事業法第2条第4項に基づく託送供給を受けるために、当社と託送供給に係る契約を締結する方（託送供給検討に関する申込みをする方および契約の申込みをする方を含みます。）をいいます。
- (2) 「需要家」とは、託送供給依頼者等からガスの供給を受けるガスの最終消費者をいいます。
- (3) 「託送供給検討」とは、受入検討と払出検討をいいます。
- (4) 「受入検討」とは、託送供給依頼者が当社のガス導管へのガスの受入を希望される場合に、当社が実施するガスの受入可否についての検討をいいます。
- (5) 「払出検討」とは、託送供給依頼者が当社のガス導管からガスの払出を希望される場合に、当社が実施するガスの払出可否についての検討をいいます。
- (6) 「託送供給契約」とは、託送供給約款、基本契約、年次契約を合わせた契約の総称をいいます
- (7) 「基本契約」とは、この約款に基づき、当社と託送供給依頼者との間の託送供給に関する基本的事項を定める契約をいいます。

- (8) 「年次契約」とは、この約款および基本契約に基づき、当社と託送供給依頼者との間の託送供給を実施するうえでの細目的事項を定める1年を単位とする各年次（以下「契約年度」といいます。）の契約をいいます。
- (9) 「受入地点」とは、当社が託送供給依頼者の管理するガスを当社のガス導管に受け入れる地点をいいます。
- (10) 「払出地点」とは、当社が託送供給するガスを、当社のガス導管から払い出す地点をいいます。
- (11) 「需要場所」とは、当社のガス導管から払い出された託送供給に係るガスを使用する場所をいいます。
- (12) 「受入量」とは、毎時0分を起点とする1時間ごとの当社が託送供給依頼者から受入地点で受け入れたガスの量をいいます。
- (13) 「払出量」とは、毎時0分を起点とする1時間ごとの当社が託送供給依頼者に払出地点で払い出したガスの量をいいます。
- (14) 「月別受入量」とは、毎月1日0時から当該月末日24時までの1か月ごとの受入量および調整指令に基づき当該託送供給依頼者分として製造事業者等が注入したガスの量の総量をいいます。
- (15) 「月別払出量」とは、毎月1日0時から当該月末日24時までの1か月ごとの払出量をいいます。
- (16) 「計画払出量」とは、毎日0時から24時までの当社が託送供給依頼者に払出地点で払い出すガスの量の計画値をいいます。
- (17) 「翌日払出計画」とは、託送供給依頼者が当社に提出する翌日1日の払出量の計画値をいいます。
- (18) 「注入計画」とは、託送供給依頼者が導管へ注入する1時間ごとの受入量の計画値をいいます。
- (19) 「注入計画指示」とは、当社が託送供給依頼者に注入計画を指示することをいいます。
- (20) 「注入計画指示量」とは、当社が託送供給依頼者に指示した注入計画をいいます。
- (21) 「調整指令」とは、当社が当日の任意の時間において、導管に注入するガス量を注入計画指示量から変更して、製造事業者等に通知することをいいます。
- (23) 「基準最大受入量」とは、基本契約で定める、契約年度毎の、毎時0分を起点とする1時間あたりの受入量の最大値をいいます。
- (24) 「基準最大払出量」とは、基本契約で定める、契約年度毎の、毎時0分を起点とする1時間あたりの払出量の最大値をいいます。
- (25) 「契約最大受入量」とは、年次契約で定める契約年度を通じた1時間あたりの受入量の最大値をいいます。ただし、当該契約年度の基準最大受入量を上限といたします。
- (26) 「契約最大払出量」とは、年次契約で定める契約年度を通じた1時間あたりの払出量の最大値をいいます。ただし、当該契約年度の基準最大払出量を上限といたします。
- (27) 「契約年間託送供給量」とは、基本契約で定める、契約年度毎の託送供給予定量をいいます。
- (28) 「契約月別託送供給量」とは、年次契約で定める、契約年度における暦月毎の託送供給予定量をいいます。
- (29) 「実績年間託送供給量」とは、契約年度における託送供給量の合計をいいます。
- (30) 「熱量補正受入量」とは、次の式により求められる値をいいます。
- $$\text{受入量} \times \text{当該受入ガスの総発熱量} / \text{標準総発熱量}$$

- (31) 「熱量補正払出量」とは、次の式により求められる値をいいます。

$$\text{払出量} \times \text{当該払出ガスの総発熱量} / \text{標準総発熱量}$$
- (32) 「月次繰越量」とは、月別払出量と月別受入量に生じた差のうち、注入計画に反映させるガスの量をいいます。
- (33) 「日次繰越量」とは、毎日0時から24時までの1日ごとの注入計画指示量（調整指令を実施した場合を含める）と受入量に生じた差の合計値をいいます。
- (34) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (35) 「検針」とは、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取することをいいます。
- (36) 「払出エリア」任意の受入地点から受け入れたガスを任意の場所で払い出すことが可能な、当社が策定したエリアをいいます。払出エリアは当社があらかじめ設定するものとし、別表6に定めます。なお、払出エリアは製造設備の新設等に応じて見直す場合があります。
- (37) 「注入グループ」払出エリアが同一となる受入地点を合わせたグループをいいます。

4. 引受条件

当社がこの約款に基づいて託送供給を引き受けるにあたっては、引き受ける託送供給が、当社が託送供給依頼者の託送供給を行う期間を通して以下の条件に適合したものであることが必要になります。

- (1) ガスの受入および払出が、当社のガス導管との間において行われるものであって、1契約における受入地点および払出地点は、当社のガス導管と接続している各々1箇所であること。
- (2) 注入計画指示量と受入量が一致すること。
- (3) 託送供給依頼者がガスを供給するための設備が、当該託送供給依頼者に求められる供給力を上回る能力を確保していること。なお、当該託送供給依頼者に求められる供給力とは、以下①から③を合計したものをいいます。
 - ① 当該託送供給依頼者の託送供給契約における契約最大受入量
 - ② 日次繰越量を翌々日以降に追加注入する際に必要な供給力で①の5パーセント
 - ③ 月次繰越量を翌々月に追加注入する際に必要な供給力で①の5パーセント
- (4) 当該託送供給に関して、原則として、託送供給依頼者が、ガスの製造等を依頼する製造事業者等は、当社の調整指令に基づき導管へガスを注入すること。
- (5) 託送供給量が、受入地点および払出地点間における当社のガス導管の供給能力の範囲内であり、託送供給依頼者のガスの供給設備の運用において、受入又は払出のいずれか一方が事故等により途絶した場合であっても、当社のガス導管の運営に支障を生じないものであること。
- (6) 受け入れるガスの圧力は、受入地点における当社のガス導管の運用圧力の範囲内であって、かつ当社のガス導管への注入に必要な圧力であること。
- (7) 受け入れるガスの性状等が、別表1に定める基準を満たしていること。
- (8) 託送供給の実施にあたっては、原則として、別表2に掲げる設備を設け、別表3により託送供給依頼者および当社が常時監視を行えること。なお、別表2に掲げる設備は、個別のケースごとにその具体的な内容を決定するものとし、基本契約で定めます。

- (9) 安定的に、所定の量と性状のガスを製造または調達すること。
- (10) 当社が受け入れるおよび払い出すガスの圧力および量は、急激な変動がないよう制御されること。
- (11) 保安上および供給安定上必要な場合には、緊急遮断を含めた、迅速な対応が可能な体制・設備を有するとともに、当社の指示に従うこと。

5. 実施細目

この約款に定めのない事項は、基本契約または年次契約に定めるほか、その都度託送供給依頼者と当社との協議によって定めます。

II. 託送供給に関する申込み

6. 託送供給検討の申込み

- (1) 当社のガス導管へのガスの受入を希望される託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、当社の定める様式により、次の事項を明らかにして当社に受入検討の申込みをしていただきます。受入検討の申込みは、受入地点ごとに、1検討として申込みをしていただきます。なお、4（引受条件）で示す条件を満たしているかどうかを確認するため、申込み受領後に明らかにしていただく事項を追加することがあります。
 - ① 受入地点
 - ② 最大受入ガス量
 - ③ 受入地点のガス性状、圧力
 - ④ 年間を通じた受入地点における1時間あたりの最大流量、最小流量
 - ⑤ 受入開始希望日
 - ⑥ 受入ガスの製造方式、原料又はガスの調達計画、及び管理体制
 - ⑦ その他当社が必要と認める事項
- (2) (1)に定める受入検討後に当社のガス導管からガスの払出を希望される託送供給依頼者は、あらかじめこの約款を承諾のうえ、次の事項を明らかにして当社に払出検討の申込みをしていただきます。払出検討の申込みは、払出地点ごとに、1検討として申込みをしていただきます。なお、4（引受条件）で示す条件を満たしているかどうかを確認するため、申し込み受領後に明らかにしていただく事項を追加することがあります。
 - ① 払出地点
 - ② 月別の託送供給予定量および年間合計量
 - ③ 最大払出ガス量
 - ④ 払出地点のガス圧力
 - ⑤ 託送供給期間（託送供給開始および終了の時期）
 - ⑥ 年間を通じた払出地点における1時間あたりの最大流量、および流量変動
 - ⑦ その他当社が必要と認める事項

- (3) 当社は、(1) (2)に定める検討を実施した場合、見積料その他検討に要する費用の実費相当額に消費税等相当額を加えた金額を、検討料として申し受けます。
- (4) 託送供給検討は、基準最大払出量の範囲内で、同一の払出地点または需要場所における託送供給依頼者が変更される場合等、託送供給の諸条件に変更がない等明らかに供給が可能と当社が判断できる場合には不要とします。

7. 託送供給の可否の検討および通知

- (1) 当社は、6 (託送供給検討の申込み) に基づく申込みがあった場合には、4 (引受条件) について検討し、この約款に基づく託送供給が可能な場合には、受入検討または託送供給検討の検討結果に工事費用の概算を付して、申込みの受付日からそれぞれ90日以内に託送供給依頼者に書面により通知します。
- (2) 当社は、6 (託送供給検討の申込み) に基づく申込みがあった場合には、4 (引受条件) について検討し、この約款に基づく託送供給が不可能な場合には、その理由を付して、申込みの受付日から90日以内に託送供給依頼者に書面により通知します。
- (3) 当社は、託送供給の検討に(1) (2)に定める期間を超える期間が必要となることが明らかとなった場合には、託送供給依頼者と個別に協議のうえ、検討期間を定めるものとし、当該期間内に(1) または(2)に準じて検討および通知します。

8. 託送供給契約の申込みおよび締結

- (1) 託送供給依頼者は、7 (託送供給の可否の検討および通知) (1) または(3)による検討結果の通知後、原則として契約開始日の90日前までに、当社に対して託送供給契約の申込みをしていただきます。
- (2) 託送供給依頼者と当社は協議のうえ、この約款に基づき基本契約を締結します。
- (3) 基本契約の期間は、原則として3年間以内とします。
- (4) 託送供給依頼者と当社は、協議のうえ、この約款および基本契約に基づき年次契約を締結します。年次契約の契約期間は、原則として1年間とします。

Ⅲ. 託送供給の実施

9. 計量および熱量測定

- (1) 受入量および払出量の計量は、原則として受入地点および払出地点に設置する計量設備によって行うものとし、計量方法の詳細は基本契約に定めます。
- (2) 受入地点および払出地点におけるガスの熱量測定は、原則として受入地点および払出地点に設置する熱量測定設備によって行うものとし、熱量測定方法の詳細は基本契約に定めます。
- (3) 計量の単位は、ノルマル立方メートル (以下「 $m^3 N$ 」) と表示します。) とします。計量の際、小数点以下の端数は切り捨てます。

- (4) 熱量測定の単位は、メガジュール/m³N（以下「MJ/m³N」と表示します。）とします。熱量測定の際、小数点第2位以下の端数は切り捨てます。
- (5) 当社は11（算定期間等）（1）で定める算定期間毎の計量および熱量測定結果を、すみやかに託送供給依頼者に通知します。
- (6) 計量設備の故障等によって、受入量または払出量が正しく計量できなかった場合には、託送供給依頼者と当社との協議により受入量または払出量を確定するものとします。
- (7) 熱量測定設備の故障等によって、受入地点および払出地点におけるガスの熱量が正しく測定できなかった場合には、託送供給依頼者と当社との協議により受入地点または払出地点におけるガスの熱量を確定するものとします。

10. 託送供給の実施

- (1) 託送供給依頼者は、次の条件を満たすように受入量および払出量を調整するものとし、詳細は基本契約に定めます。
 - ① 受入量と払出量が、それぞれ契約最大受入量と契約最大払出量を超過しないこと。
 - ② 注入計画指示量と受入量が一致すること。
 - ③ 暦月1か月間における熱量補正受入量と熱量補正払出量が一致すること。
- (2) 託送供給依頼者は、翌日払出計画を年次契約に定める期限までに当社に提出していただきます。なお、必要な場合には、月間計画を提出していただくことがあります。
- (3) 当社は、託送供給依頼者から提出された翌日払出計画をもとに年次契約に定める期間までに翌日の注入計画を指示します。ただし、受入地点が連結点（託送供給において、当社が維持・運用するLNG基地とガス導管とが連結する地点をいいます。）の託送供給依頼者については、注入計画の指示を省略することがあります。

IV. 料金等の算定

11. 算定期間等

- (1) 12（託送供給料金）に定める託送供給料金、13（託送供給するガス量の差異に対する措置）に規定する注入計画乖離補償料、14（ガス量の過不足精算）（2）に定める精算金および16（補償料の支払い）（1）に定める契約最大払出量超過補償料の算定は、暦月を単位として行うこととし、算定の対象となる期間（以下「算定期間」といいます。）は、原則として毎月1日の0時から当該月の末日の24時までとします。

ただし、託送供給を開始する月の料金の算定期間は、開始日の0時から開始日の属する月の末日の24時まで、託送供給を終了月の料金の算定期間は、終了日の属する月の1日の0時から終了日の24時までとします。
- (2) 12（託送供給料金）に定める託送供給料金、14（ガス量の過不足精算）（2）に定める精算金および16（補償料の支払い）に定める各補償料（以下総称して「料金等」といいます。）について、

消費税および地方消費税が課される金額ならびに消費税等相当額の算定においては、それぞれ1円未満の端数を切り捨てるものとします。

- (3) 当社は、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。
- ①新たに託送供給を開始した日（託送供給依頼者からの申し込みにより、託送供給を開始した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合を除きます。）
 - ②ガスメーターを取り替えた日
 - ③その他当社が必要と認めた日
- (4) ガスメーターの取替又は検査等によりガスメーターにより正しく計量ができない場合は、託送供給依頼者が立ち会いのうえ当社の定める方法によりガス量を算定します。ただし、託送供給依頼者と当社であらかじめ合意している場合はこの限りではありません。
- (5) 当社は、新たに託送供給を開始した場合は、直後の定例検針を行わないことがあります。
- (6) 当社は、需要家の不在、災害、感染症の流行、その他やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。

1 2. 託送供給料金

託送供給料金は、次のとおり算定した基本料金および従量料金の合計額に、消費税等相当額を加えた金額とします。

- (1) 基本料金は契約最大払出量に別表4の基本料金単価を乗じた額とします。
- (2) 従量料金は算定期間における払出量に別表4の従量料金単価を乗じた額とします。
- (3) 託送供給の開始または終了にあたり暦月に満たない期間が発生した場合は、当該月における基本料金を暦日数による日割り計算により算定することとし、詳細は基本契約に定めます。

1 3. 託送供給するガス量の差異に対する措置

- (1) 日次繰越量が生じた場合、当社は原則当該日の2営業日後の注入計画に反映するものとし、詳細は年次契約に定めます。
- (2) 毎正時から始まる1時間ごとの注入計画指示量と受入量に生じた差の絶対値が注入計画指示量の5パーセントを超えた場合は、注入計画乖離補償料を申し受けます。注入計画乖離補償料は、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加えた金額とします。

- ① 受入量が注入計画指示量を上回った場合 = (受入量－注入計画指示量) × 注入計画乖離単価
- ② 受入量が注入計画指示量を下回った場合 = (注入計画指示量－受入量) × 注入計画乖離単価

なお、注入計画乖離単価については別表第5（注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価）に定めるものとします。

14. ガスの過不足精算

月別受入量と月別払出量に差異（以下「過不足ガス量」といいます。）が生じた場合の取り扱いについては、以下のとおりとし、その細目は基本契約に定めます。なお、過不足ガス量は以下の算式により算定します。

月別受入量が月別払出量を上回った場合 = 月別受入量－月別払出量

月別受入量が月別払出量を下回った場合 = 月別払出量－月別受入量

- (1) 当社が託送供給を行う全ての託送供給依頼者において、過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセント以下の場合、過不足ガス量を発生させた託送供給依頼者に対して、当該過不足ガス量を月次繰越量として、翌々月の注入計画に反映するものといたします。
- (2) 当社が託送供給を行う全ての託送供給依頼者、又は特定の託送供給依頼者の過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える場合、計画払出量の当該月の総量と月別払出量の差異の絶対値が計画払出量の当該月の総量に占める割合（以下「乖離率」といいます。）に応じて、以下のとおり取り扱いします。

①全ての託送供給依頼者の乖離率が5パーセント以下の場合

(イ) 過不足ガス量が月別受入ガス量の5パーセントを超える託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、月別受入ガス量の5パーセントのガス量を月次繰越量として、翌々月の注入計画に反映するものといたします。ただし、過不足ガス量が月別受入量の5パーセントを超える託送供給依頼者が複数いる場合は、託送供給依頼者は5パーセント全量を繰り越せないことがあります。また、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量については、以下のように取り扱いします。

(月別受入量が月別払出量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものといたします。

(月別受入量が月別払出量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越ガス量を超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものといたします。

(ロ) 過不足ガス量が月別受入量の5パーセント以下の託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、以下の算式により算定したガス量を月次繰越量として、翌々月の注入計画に反映するものといたします。

V2

$$V = V1 \times \frac{\quad}{\quad}$$

V 3

V = 月次繰越量

V 1 = 過不足ガス量

V 2 = 過不足ガス量が月別受入量の5パーセントを超える託送供給依頼者の月次繰越量の合計

V 3 = 過不足ガス量が月別受入量の5パーセントを超える託送供給依頼者の過不足ガス量の合計

また、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量については、以下のように取り扱います。

(月別受入量が月別払出量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものといたします。

(月別受入量が月別払出量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものといたします。

②全ての託送供給依頼者又は特定の託送供給依頼者の乖離率が5パーセントを超過した場合

(イ) 過不足ガス量が月別受入量の5パーセントを超える託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、月別受入量の5パーセントのガス量を月次繰越量として、翌々月の注入計画に反映するものといたします。ただし、過不足ガス量が月別受入量の5パーセントを超える託送供給依頼者が複数いる場合は、託送供給依頼者は5パーセント全量を繰り越せないことがあります。また、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量については、以下のように取り扱います。なお、乖離率が最も大きい託送供給依頼者を起因者とします。

—起因者の場合—

(月別受入量が月別払出ガス量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量について、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加えた金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものといたします。

(過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量) ×

((精算対象月の全日本通関 LNG 価格 × 構成比率
+ 精算対象月の全日本通関 LPG 価格 × 構成比率

$$+ \text{石油石炭税等租税課金}) \times 70 \text{ パーセント}$$

$$\times \text{換算係数} + \text{製造単価}$$

(月別受入量が月別払出量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量について、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものといたします。

$$(\text{過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量}) \times$$

$$((\text{精算対象月の全日本通関 LNG 価格} \times \text{構成比率})$$

$$+ \text{精算対象月の全日本通関 LPG 価格} \times \text{構成比率})$$

$$+ \text{石油石炭税等租税課金}) \times 130 \text{ パーセント}$$

$$\times \text{換算係数} + \text{製造単価}$$

—起因者以外の場合—

(月別受入量が月別払出ガスを上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量について、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者に支払うものといたします。

(ロ) 過不足ガス量が月別受入量の5パーセント以下の託送供給依頼者の場合

発生した過不足ガス量のうち、以下の算式により算定したガスを月次繰越量として、翌々月の注入計画に反映するものといたします。なお、乖離率が最も大きい託送供給依頼者を起因者とします。

$$V = V1 \times V2 / V3$$

V = 月次繰越量

V1 = 過不足ガス量

V2 = 過不足ガス量が月別受入量の5パーセントを超える託送供給依頼者の月次繰越量の合計

V3 = 過不足ガス量が月別受入量の5パーセントを超える託送供給依頼者の過不足ガス量の合計

また、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量については、以下のように取り扱います。

—起因者の場合—

(月別受入量が月別払出量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量について、以下の算式により算定した金額に消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として託送供給依頼者に支払うものといたします。

$$\begin{aligned} & (\text{過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量}) \times \\ & ((\text{精算対象月の全日本通関LNG価格} \times \text{構成比率} + \text{精算対象月の全日本通関LPG価格} \times \text{構成比率} \\ & + \text{石油石炭税等租税課金}) \times 70\text{パーセント} \times \text{換算係数} + \text{製造単価}) \end{aligned}$$

(月別受入量が月別払出量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量について、以下の算式により算定した金額に、消費税等相当額を加算した金額を、過不足ガス量精算料として、託送供給依頼者から申し受けるものといたします。

$$\begin{aligned} & (\text{過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量}) \times \\ & ((\text{精算対象月の全日本通関LNG価格} \times \text{構成比率} + \text{精算対象月の全日本通関LPG価格} \times \text{構成比率} \\ & + \text{石油石炭税等租税課金}) \times 130\text{パーセント} \times \text{換算係数} + \text{製造単価}) \end{aligned}$$

—起因者以外の場合—

(月別受入量が月別払出量を上回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量に、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者に支払うものといたします。

(月別受入量が月別払出量を下回った場合)

当社は、過不足ガス量のうち、月次繰越量を超過したガス量に、(4)で定める当該託送供給依頼者の実費相当単価を乗じて、過不足ガス量精算料を算定します。当社は、過不足ガス量精算料に消費税等相当額を加えた金額を、託送供給依頼者から申し受けるものといたします。

(3) (2) ② (イ) (ロ) の起因者の場合の過不足ガス量精算料の算定式における「構成比率」及び「換算係数」は、原則として「当社が算定した構成比率」及び「当社が算定した換算係数」といたします。

ただし、託送供給依頼者が希望する場合は、当社の定める帳票等の算定根拠を当社に提出する場合に限り、当該託送供給依頼者が当社に託送供給依頼をするガスの構成比率及び換算係数に代えることができます。この値は基本契約に定め、変更はできません。

(4) 過不足ガス量精算料の算定に用いる「実費相当単価」および「製造単価」は、別表第5（注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価）に定めるものといたします。

15. 支払義務および支払期限日

- (1) 託送供給料金の支払義務は、算定期間の翌月 1 日に発生いたします。
- (2) 16 (補償料の支払い) に規定する補償料の支払義務は、当該事象を当社が認識した日に発生いたします。
- (3) 13 (託送供給するガス量の差異に関する措置) に規定する注入計画乖離補償料の支払義務は、精算対象月の翌月 1 日に発生いたします。
- (4) 14 (ガスの過不足精算) に規定する過不足ガス量精算料の支払義務は、精算対象月の翌々月 1 日に発生いたします。
- (5) 託送供給料金及び補償料の支払期限日は、支払義務発生日の翌月の末日といたします。
- (6) 注入計画乖離補償料及び過不足ガス量精算料の支払期限日は、支払義務発生日が属する月の末日といたします。
- (7) (5) (6) に定める支払期限日が、休日(日曜日、銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日及び 12 月 29 日及び 12 月 30 日をいいます。)の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

—託送供給依頼者が当社に支払う場合—

- (8) 託送供給料金、補償料、注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料(以下「料金等」といいます。)延滞利息は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込んでいただきます。
- (9) (8) の支払は、当社が指定した金融機関預金口座に振り込まれた日になされたものといたします。
- (10) (8) の支払にかかる振込手数料は、託送供給依頼者の負担といたします。
- (11) 料金等が支払期限日までに支払われない場合は、支払期限日の翌日から支払の日まで、料金等から消費税等相当額を差し引いた金額に対して年 10 パーセントの延滞利息を託送供給依頼者から申し受けます。
- (12) 延滞利息は、原則として、延滞利息の算定の対象となる料金等を支払われた直後に支払義務が発生する料金等とあわせてお支払いいただきます。
- (13) 延滞利息の支払義務は、原則として、(12)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金等の支払義務発生日に発生したものとみなします。
- (14) 延滞利息の支払期限日は、原則として、(12)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金等の支払期限日と同じとします。
- (15) 託送供給料金、補償料、延滞利息、注入計画乖離補償料、過不足ガス量精算料は、支払義務の発生した頂序でお支払いいただきます。

—当社が託送供給依頼者に支払う場合—

- (16) 過不足ガス量精算料は、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みます。
- (17) (16) の支払は、託送供給依頼者が指定した金融機関預金口座に振り込みをした日になされたものといたします。
- (18) (16) の支払にかかる振込手数料は、当社で負担いたします。

- (19) 当社が支払期限日までに支払わない場合、支払期限日の翌日から支払の日まで、過不足ガス量精算料から消費税等相当額を差し引いた金額に対して年 10 パーセントの延滞利息を託送供給依頼者にお支払いいたします。
- (20) 延滞利息は、原則として、当社が延滞利息の算定の対象となる過不足ガス量精算料をお支払いした直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいたします。
- (21) 延滞利息の支払義務は、原則として、(20)の規定に基づきあわせてお支払いする費用の支払発生義務日に発生したものとみなします。
- (22) 延滞利息の支払期限日は、(20)の規定に基づきあわせてお支払いする費用の支払期限日と同じとします。
- (23) 過不足ガス量精算料及び延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいたします。

16. 補償料の支払い

以下の各号に定める場合に該当するときには、甲は乙に対し、以下の各号の規定に従い算定された補償料に消費税等相当額を加えた金額を支払うものとする。

(1) 契約最大払出量超過補償料

算定期間において乙から甲に連結点で払い出された 1 時間ごとのガス量の最大値（以下「最大払出量」という。）が契約最大払出量を超えた場合には、甲は乙に対し、次の算式によって算定される契約最大払出量超過補償料を支払うものとする。

$$(\text{最大払出量} - \text{契約最大払出量}) \times \text{流量基本料金単価} \times 12 \text{ヶ月}$$

(2) 本契約中途解約補償料

本契約が有効期間終了前に解約された場合（本契約締結後、本供給開始日前に本契約が解約された場合を含む。）には、甲は乙に対し、次の算式によって算定される本契約中途解約補償料を支払うものとする。

$$(\text{契約最大払出量} \times \text{流量基本料金単価} \times (\text{残存月数} (\text{※})))$$

(※) 残存月数とは、解約日の属する月の翌月から契約終了月（第 10 条に定義する。）までの月数（当該翌月を含む。）とする。但し、解約日の属する月が契約終了月の場合の残存月数は 0 ヶ月とし、解約月の属する月の翌月が契約終了月の場合の残存月数は 1 ヶ月とする。

(3) 年次契約中途減少更改補償料

年次契約の有効期間中において、契約最大払出量または契約年間託送供給量を減少させるよう年次契約が更改された場合は、次の算式によって算定される年次契約中途減少更改補償料を申し受けます。ただし、算定結果がマイナスとなる場合は、0 円とします。

$$(\text{更改前の契約最大払出量} - \text{更改後の契約最大払出量}) \times \text{流量基本料金単価} \times \\ \text{更改日の属する月から年次契約満了日の属する月までの残存月数}$$

17. 設備負担金

- (1) 託送供給を実施するために、当社が新たに設備を設置する必要がある場合は、当社はその設備（計量設備を除く。）の設置工事費用に消費税等相当額を加えた金額を、設備負担金として申し受けます。

- (2) (1) で新たに設置した設備を含む、託送供給を実施するために必要な設備の保守点検、修繕および更新にかかる費用は、設備負担金とは別に申し受けます。
- (3) (1) および(2)の詳細は、別途協議のうえ定めます。

V. 託送供給の制限・中止等

18. 託送供給の制限・中止

- (1) 託送供給依頼者は、受入地点において当社に受け渡すガスの性状または圧力がこの約款、基本契約または年次契約と相違する場合は、受入地点および払出地点におけるガスの受渡しをすみやかに中止していただきます。
- (2) 託送供給依頼者は、託送供給依頼者の設備の故障等により、受入量が著しく減少し、もしくは受入地点における受け渡しが可能となった場合、または託送供給依頼者等がガスを供給する需要家の設備の故障等により、払出量が著しく減少し、もしくは払い出しが可能となった場合は、受入地点および払出地点におけるガスの受け渡しをすみやかに制限または中止していただきます。
- (3) 当社は、(1) (2)にかかわらず、託送供給依頼者がガスの受け渡しを制限もしくは中止しない場合または次のいずれかに該当する事由のある場合には、託送供給を制限または中止することがあります。その際は、当社は、あらかじめその旨を託送供給依頼者にお知らせします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。
 - ① 天災地変その他の不可抗力による場合
 - ② 当社の電気工作物またはガス工作物に故障が生じた場合
 - ③ 当社の電気工作物またはガス工作物の保守点検その他の工事施工のため必要がある場合
 - ④ 法令の規定による場合
 - ⑤ 保安上または当社の発電所へのガスの供給上必要がある場合
 - ⑥ 受け入れるガスの量、性状、圧力または払い出すガスの量がこの約款、基本契約または年次契約と相違する場合
 - ⑦ 受入量または払出量が、月間計画から頻繁に大きく逸脱する場合
 - ⑧ 受入量が注入計画指示量と著しく乖離する場合
 - ⑨ 支払期限日までに料金等または設備負担金の弁済がなされない場合
 - ⑩ その他、当社事業の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがあると認めた場合
 - ⑪ その他、託送供給依頼者がこの約款、基本契約または年次契約に違反した場合

19. 託送供給の制限・中止の解除

- (1) 託送供給依頼者は、18(託送供給の制限・中止) (1) (2)によるガスの受け渡しの制限または中止を解除しようとする場合には、あらかじめ当社と協議するものといたします。

- (2) 18（託送供給の制限・中止）（3）に基づき当社が託送供給を制限または中止した場合であって、託送供給の制限または中止の事由が解消した場合には、当社はすみやかに制限または中止を解除いたします。
- (3) 当社は、託送供給依頼者の責に帰すべき事由による託送供給の制限または中止およびその解除に要する費用を、託送供給依頼者から、その制限または中止の解除に先立って申し受けます。

20. 熱量等の変動

当社の払い出すガスの熱量、圧力等は、当社事業の遂行上、やむを得ず変動することがあります。

21. 損害の賠償の免責

- (1) 18（託送供給の制限・中止）（3）に基づく託送供給の制限もしくは中止、23（契約の解除）に基づく契約の解除の規定により託送供給契約が終了したために、託送供給依頼者、需要家等または第三者が損害を受けても、当社の責に帰すべき事由がないときは、当社はその賠償の責任を負いません。
- (2) この約款に基づき託送供給を制限または中止したことにより、需要家または第三者に損害が生じる等紛争が生じたときは、託送供給依頼者の責任において対応することといたします。ただし18（託送供給の制限・中止）（3）において当社の責に帰すべき事由がある場合はその限りではありません。

VI. 契約の継続および終了等

22. 契約の延長、変更および解約

- (1) 託送供給依頼者は、基本契約の有効期間の延長を希望する場合は、当該有効期間満了日の3か月前までに当社に書面により通知していただきます。この場合、当社において延長に支障がないときは、当社が可能であると判断した期間に限り、基本契約の有効期間を延長できるものとし、以後同様とします。
- (2) 託送供給依頼者が基本契約の有効期間中に基本契約の変更を希望する場合には、変更希望日の3か月前までに当社に通知していただきます。なお、希望される変更の内容によっては、この約款により再度受入検討・託送供給検討を申し込んでいただくことがあります。
- (3) 託送供給依頼者が、基本契約期間の満了前に託送供給を終了しようとする場合は、終了日の3か月前までに、当社に解約の通知をしていただきます。この場合、当該終了日をもって契約の全部は終了するものとします。
- (4) 期間満了または（3）に基づく解約により契約の全部が終了した場合において、当社の設備の原状回復のために要する費用については、その全額を託送供給依頼者に負担していただくとともに、必要な協力をしていただきます。また、未払いの料金等、設備負担金その他の金銭債務がある場合には、ただちに弁済していただきます。

23. 契約の解除

- (1) 関係法令が変更され、または社会的・経済的変動がはなはだしく、契約の存続が困難または不相当と認められる場合には、当社は託送供給依頼者に書面により通知することにより契約の全部または一部を解除または変更することができるものといたします。
- (2) 託送供給依頼者が次のいずれかに該当する場合、当社はただちに契約の全部または一部を解除できるものといたします。この場合、未払いの料金等、設備負担金その他の金銭債務をただちに弁済していただくとともに、当社が被った損害を賠償していただきます。
 - ① 破産、民事再生、会社更生または特別清算の法的整理手続き開始の申立を受け、または自ら申し立てたとき
 - ② 滞納処分による差押えもしくは保全差押えがなされ、または保全命令の申立がなされたとき
 - ③ 強制執行の申立がなされたとき
 - ④ 解散の決議がなされたとき
 - ⑤ 事業の全部または重要な一部もしくは託送供給によるガス供給事業の譲渡・分割または廃止の決議がなされたとき
 - ⑥ 自ら振出し、引受け、または裏書きした手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または、その他支払いが停止されたとき
 - ⑦ 託送供給依頼者が、託送供給の制限または中止の事由となった状態を当社が定めた相当期間内に是正しないとき
 - ⑧ その他託送供給依頼者の業務の継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生したとき
- (3) 契約の全部が解除により終了した場合において、当社の設備の原状回復のために要する費用については、その全額を託送供給依頼者に負担していただくとともに、必要な協力をしていただきます。また、未払いの料金等、設備負担金その他の金銭債務がある場合には、ただちに弁済していただきます。

24. 名義の変更

合併その他包括承継がなされたことによって、新たな契約者がそれまで託送供給を受けていた契約者と当社の間における託送供給契約についてすべての権利および義務を受け継ぎ、引き続き託送供給を希望される場合には、新たな契約者は、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

25. 債権の譲渡

契約者または当社は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、この約款、基本契約または年次契約にもとづき発生する権利および義務の全部または一部を、第三者に譲渡し、または担保の用に供する等の処分をしてはならないものとします。なお、相手方の事前の書面による承諾を得ることなくなされたこれらの処分は無効とします。

26. 契約上の地位の譲渡

契約者または当社は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、この約款、基本契約または年次契約の契約上の地位を譲渡してはならないものとします。なお、相手方の事前の書面による承諾を得ることなくなされた契約上の地位の譲渡は無効とします。

27. 契約終了後の債権債務関係

託送供給契約期間中の料金その他の債権債務は、基本契約および年次契約の終了によっては消滅いたしません。

Ⅶ. 保安

28. 責任の分界

託送供給における責任の分界点は、原則として受入地点および払出地点とし詳細は基本契約に定めます。

29. 保安および維持管理

当社は、受入地点から払出地点に至るまでの当社が所有する設備ならびに計量設備等受入地点に至るまでおよび払出地点以降の当社が所有する設備について、保安および維持管理の責任を負うものとします。

30. 保安等による敷地・建物への立入り

- (1) 当社は、保安の確保または託送供給の実施に関して必要となる次の業務を実施するため、託送供給依頼者または託送供給依頼者がガスを供給する需要家の敷地または建物に、当該敷地または建物の使用者の承諾を得て立ち入ることがあります。
 - ① 計量設備および熱量測定設備の設置、維持管理、検査ならびに計量値および測定値の確認業務
 - ② 受入地点までまたは払出地点以降の当社が所有する設備の設計、設置、維持管理もしくは検査業務
 - ③ 託送供給に係るガスの不正使用防止のための検査、確認業務
 - ④ 18（託送給の制限・中止）に基づく託送供給を制限または中止するための業務、および19（託送供給の制限・中止の解除）に基づく託送供給の制限または中止を解除するための業務
 - ⑤ 22（契約の延長、変更および解約）（4）および23（契約の解除）（3）に基づき、当社の設備を原状に回復するための業務
 - ⑥ その他保安の確認等、託送供給の実施に伴って必要となる業務
- (2) (1)の場合、託送供給依頼者は正当な理由がない限り当社の立入りを承諾していただくとともに、託送供給依頼者がガスを供給する需要家の敷地または建物に立ち入るときは、あらかじめその同意を得ていただきます。

Ⅷ. 申込み・問合せ窓口・その他

3 1. 申込み・問合せ窓口

- (1) 託送供給に関する申込み・問合せの窓口は、次のとおりとします。

株式会社 J E R A 東日本支社 東日本プラント運用センター 計画ユニット

住 所 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号

T E L 03-6363-5980

- (2) 当社のガス導管の位置を明示した地形図の閲覧については、計画ユニットに問い合わせ下さい。

3 2. 提供を受けた情報の取扱い

当社および託送供給依頼者は、託送供給検討の申込み日以降に、託送供給検討および託送供給の実施につき相互に知り得た相手方の技術上、経営上その他一般に公表していない事項を第三者に開示または漏洩しないものとし、これを託送供給検討および託送供給の実施以外の目的に使用しないこととします。

3 3. 担保

当社は託送供給の開始に先立ち、または託送供給開始後における基本契約の延長に際して、託送供給依頼者に当社が必要と認める担保を提供していただき、もしくは保証を立てていただくことがあります。

附 則

1. 実施期日

この約款は、2019年4月1日から実施します。

2. 乖離率に係わる暫定的処置

2021年3月31日までの期間に初めて基本契約を締結し、この基本契約の締結日から2年間における託送供給依頼者（以下「暫定処置対象者」といいます。）については、4（引き受け条件）8ガスの過不足の精算）においては「5パーセント」を「5パーセント（暫定処置対象者は10パーセント）」と読み替えます。

3. 定期修理時等における取り扱い

託送供給依頼者のガス製造設備の定期修理（一定期間を限り定期的に行われる検査または修理をいいます。）により受け入れ地点において当社にガスを受け渡すことができない期間が生ずる場合等の取り扱いに関しては当社と託送供給依頼者で別途協議して定めます。

4. 約款等の閲覧場所

この約款の閲覧場所は以下の通りです。

株式会社JERA 東日本支社 東日本プラント運用センター 受付
東京都千代田区内幸町2丁目2番3号

付録

1. この約款の適用

当社は、自社のために行うガス託送についてもこの約款の内容に準じて取り扱います。

別表1 ガス性状等の基準

この約款に基づく託送供給をお受けするガスの性状等の基準は下表のとおりとします。

	項目	基準値	単位	備考
基準値	標準総発熱量	44.2	MJ/m ³ N	
	総発熱量	42.5～45.3	MJ/m ³ N	瞬間値
	総発熱量変化率	0.62 以下	MJ/m ³ N/min	瞬間値
	ウォッペ指数	52.7～57.8	—	成分含有量より計算により算出
	燃焼速度	35～47	—	成分含有量より計算により算出
	比重	1.0 未満	—	
	硫化水素	0.00	g/m ³ N	
	全硫黄	0.00	g/m ³ N	付臭剤中の硫黄分は除く
	アンモニア	検出せず	—	
	臭気濃度	1000 以上	倍	原則として当社と同一の付臭剤を使用する
	圧力	受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること		流量制御弁の上流で接続供給契約量の受け渡しに十分な圧力を有すること
温度	10～30	℃	この数値は基準を示しており詳細については個別に協議させていただきます	
個別協議事項	酸素	本項目についてはガス製造方法等の違いにより大きく差がでることから個別に協議させていただきます		
	窒素			
	水素			
	一酸化炭素			
	二酸化炭素			
	炭化水素露点			
	水分			
	ノッキング性指標			
	その他微量成分			

上記表の値は受入ガスの性状について適用いたします。

払出ガスの性状については、託送供給検討の際に、ガス託送サービスグループにお問い合わせください。

別表2 ガスの受入および払出のために必要となる設備

この約款に基づく託送供給に際しては、原則として以下の設備が必要となります。

1. 受入のために必要となる設備

設備名	機能
フィルター	不純物の除去
成分等の測定設備	ガスの組成分析 (炭化水素等)
	ガスの特殊成分の組成分析 (硫化水素, 全硫黄, アンモニア, 等)
	ガスの臭気濃度の測定
熱量計	ガスの熱量測定
温度計	ガス温度の測定
圧力計	ガス圧力の測定
流量計	ガス流量の測定
緊急遮断弁	異常時・緊急時のガス遮断
流量調節弁	ガスの流量制御
放散設備	オフスペックガス, 緊急時の放散
テレメータ・テレコントロール設備	遠隔監視および制御
受入導管	受入地点までのガスの輸送
電氣的絶縁・防食設備	受入導管の防食

2. 払出のために必要となる設備

設備名	機能
熱量計	ガスの熱量測定
温度計	ガス温度の測定
圧力計	ガス圧力の測定
流量計	ガス流量の測定
緊急遮断弁	異常時・緊急時のガス遮断
流量調節弁	ガスの流量制御
テレメータ・テレコントロール設備	遠隔監視および制御
払出導管	払出地点までのガスの輸送
電氣的絶縁・防食設備	払出導管の防食

- ① 設備仕様は電気事業法，ガス事業法等関係法令，当社標準仕様，これに定めのない事項については，日本工業規格等によるものとし，詳細は個別に協議させていただきます。
- ② 上記のほか，法令の規定，ガス製造方法等により設備が必要となる場合は，個別に協議させていただきます。

別表3 ガスの性状等の測定方法の例および監視方法

この約款に基づくガスの性状等の測定および監視については，原則として以下の方法によるものとします。

なお，測定記録は当社へ提出していただきます。

項目	監視方法	測定方法（例）
総発熱量	連続監視	速応答型熱量計
総発熱量変化率	連続監視	速応答型熱量計
ウォッベ指数	連続監視	成分分析値からの計算値
燃焼速度	連続監視	成分分析値からの計算値
比重	連続監視	成分分析値からの計算値
硫化水素	定期監視	ガス事業法に基づく
全硫黄	定期監視	ガス事業法に基づく
アンモニア	定期監視	ガス事業法に基づく
臭気濃度	連続監視	付臭剤濃度測定値からの計算値
圧力	連続監視	圧力計
温度	連続監視	温度計

注1 原料性状，プラント運転状態などから含有の可能性がないなど測定の必要性がないことが明らかな場合については必ずしもこの表によるものではなく，個別に協議させていただきます。

注2 測定した記録については当社に提出していただきます。

注3 測定方法については例を示したものであり，この表によらない場合は個別に協議させていただきます。

別表4 託送供給料金表

(1) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	113円
------------	------

(2) 従量料金単価

1立方メートルにつき	0.11円
------------	-------

別表5 注入計画乖離単価, ガスの過不足精算単価

1. 13 (託送供給するガス量の差異に対する処置) の当社が託送供給依頼者から注入計画乖離補償料を申し受ける場合の注入計画乖離単価は、以下のとおりといたします。

(注入計画乖離単価) 0.53円/m³N

2. 14 (ガスの過不足精算(2)①(イ)(ロ)の当社と起因者との過不足ガス量の算定式における製造単価は以下のとおりとします。

(製造単価) 0.53円/m³N

3. 当社と託送供給依頼者との間で過不足ガス量を精算する際の実費相当単価は、ガス生産・購入単価に製造単価を加算して算定することとし、詳細は以下のとおりとします。

(実費相当単価) 実費相当単価(円/m³N) = ガス生産・購入単価⁽¹⁾ + 製造単価⁽²⁾

(1) ガス生産・購入単価

精算対象月において、託送供給依頼者がガスの生産及び購入等に要した費用(以下、「ガス生産等費用」といいます。)をガスの生産及び購入等の量(以下、「ガス生産等量」といいます。)で除したものを当該月単価といい、次の算式により算定するものといたします。

なお、託送供給依頼者は、精算対象月の翌月に、当社が定める帳票等の算定根拠を当社に提出したうえでガス生産・購入単価を確定するものとし、詳細については、別途当社と託送供給依頼者で定めます。

ガス生産・購入単価(円/m³N) = ガス生産等費用 ÷ ガス生産等量

ただし、託送供給依頼者は、この「ガス生産・購入単価」の代わりに「精算対象月の全日本通関LNG価格及び全日本通関LPG価格」を用いた精算を選択することができます。託送供給依頼者は、基本契約の申し込み時に「ガス生産・購入単価」又は「精算対象月の全日本通関LNG価格及び全日本通関LPG価格」のいずれかを選択していただきます。この選択は、その後に変更することはできません。

別表6 払出エリア

当社は以下の通り払出エリアを定めます。

(1) 千葉エリア

千葉県	千葉市、市原市、袖ヶ浦市
-----	--------------

(2) 川崎・横浜エリア

神奈川県	横浜市、川崎市
------	---------